

仕様書

1 業務名

首都圏における企業誘致セミナー及び交流会運営業務

2 業務目的

札幌市においては、昨年6月に北海道とともに「国家戦略特区」及び「金融・資産運用特区」に指定され、北海道がもつ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、アジア・世界の「金融センター」を実現するため、GX産業の集積と金融機能の強化集積を両輪で進めるべく、様々な取組を推進している。

また、札幌都心部では、大規模な再開発が続々と計画されており、「札幌が、大きく、新しく、変わる。『大札新』」をスローガンに、企業誘致の取組も強化しているところである。

そこで、「ビジネスの拠点 札幌」への企業集積を加速させるべく、従来から進めている『大札新』の取組や新しく金融都市を目指している本市の取組・現状についてPRし、関係者とのネットワークを構築する企業誘致セミナー及び交流会を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年10月17日(金)まで

4 イベント概要

(1) 日時

- ① 企業誘致セミナー 令和7年10月14日(火) 15時00分～17時00分(開場：14時30分)
- ② 交流会 同日 17時00分～18時30分

(2) 会場

KABUTO ONE HALL & CONFERENCE ホールA・B (①ホールA ②ホールB)
(東京都中央区日本橋兜町7番1号)

(3) 来場者(事前申込制)

企業誘致セミナー 200名、交流会 100名

(4) 実施内容

- ① 企業誘致セミナー
 - ・市長講演
 - ・ゲスト登壇者講演
 - ・パネルディスカッション
- ② 交流会
 - ・飲食物の提供

5 委託業務内容

(1) 企業誘致セミナー

① 従事スタッフの確保・配置

準備期間も含め、イベント開催が円滑に行えるよう、下記の業務に対して適切な人材を確保・配置すること。

ア 委託者との連絡・調整、従事スタッフへの連絡・調整 1名

- イ クローク 2名
- ウ 司会者 1名（当日までに委託者との打合せ等が可能な方）
- エ 場内誘導 2名
- オ 照明操作補助 1名
- カ 記録写真撮影 1名

② 備品の手配

会場備品にないもの（例：マイク置き、小テーブル、ポスターパネル・イーゼル等）が必要となった場合、受託者が手配・運搬・撤去すること。

(2) 交流会

① 飲食物の手配

料理（フィンガーフードを含むメニュー10種程度）80名分、飲料（アルコール・ノンアルコール・ソフトドリンク各種）100名分を手配すること（立食形式）。なお、ケータリングサービスについては、会場の利用規約上、会場が指定するケータリング業者のいずれかから選定する必要があるため、会場担当者との連絡・調整を要することに留意すること。

提供メニューの詳細については、受託後に委託者と相談の上、決定すること。

また、配膳サービスを行うホールスタッフが必要となる場合は、受託者が手配すること。

② 会場準備等

イベント当日の15時00分～17時00分までに、飲食物の設営を完了させ、交流会終了後～21時00分までに撤去すること。また、参加者の動向などを確認の上、必要に応じ会場内を消毒すること。なお、当交流会において出たゴミを処分する必要がある場合は、受託者が処分すること。

(3) 記録写真の納品

記録写真の電子データについて、令和7年10月17日(金)までに委託者へ提出すること。

なお、提出にあたっては、CD-ROMなどの記録媒体またはセキュリティが確保された外部サーバーにて提出すること。また、当該データの著作権は、札幌市に帰属するものとする。

6 完了報告

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該受託業務の完了届を委託者に提出すること。

7 再委託について

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。なお、上記5(2)①におけるケータリングサービスの利用は、再委託には該当しない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号名または名称)、その他、委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の承認を得て、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、受託者は委託等をした相手方（以下「再委託先」という。）の業務の実施状況等を把握すること。

8 留意事項

- (1) 本業務仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議によって処理する。
- (2) 本業務の履行にあたり、知り得た個人情報を含む全ての情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) 本業務の履行に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (5) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

9 連絡先

札幌市まちづくり政策局グリーンTRANSフォーメーション推進室国際金融誘致・広報担当課
担当：廣瀬、北野
札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北一条ビル8階
TEL：011-211-2423 FAX:011-218-5109
Email: gx.promotion@city.sapporo.jp